

光市記者発表資料

令和8年5月8日

件名	固定資産税納税通知書に同封する納付書の誤送付について
内容	<p>令和8年度固定資産税納税通知書を送付したところ、誤って別の方の納付書の一部を同封した事案が発生しました。</p> <p>対象となる方々には、多大なるご迷惑とご心配をおかけしましたことを深くお詫び申し上げます。</p> <p>1 事実が判明した経緯</p> <p>令和8年5月7日から発送した「令和8年度固定資産税納税通知書」について、受け取られた方からの連絡により納税通知書の一部を誤って別の方の封筒に同封して送付していたことが判明しました。現時点で6件の誤送付を確認しています。</p> <p>2 誤送付の内容</p> <p>固定資産税納税通知書の封入作業を行う委託業者による宛名確認が不十分であったため、別の方の納付書を誤って封筒に入れたものです。また、封入後の再確認も不十分であったため、誤送付が発生したものです。</p> <p>(個人情報の内容：納税義務者名、期別税額)</p> <p>3 対応</p> <p>今回の誤送付によりご迷惑をおかけした方に対して、速やかに謝罪と経緯説明を行い、誤って送付した納付書の回収をするとともに、改めて本来送付すべきであった方に納付書を送付します。</p> <p>4 再発防止の取り組みについて</p> <p>今回の事態を厳粛に受け止め、今後は委託業者に対する指導、監督を一層強化します。具体的には、文書封入の際のチェック体制の徹底や委託業者が提出した再発防止策が機能していることを確認し再発防止に努めます。</p>
問合せ	担当課・係 光市政策企画部税務課 資産税係 担当者 大隅、白根 (TEL 0833-72-1435)